



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

企業結合規制について

(平成22年4月28日事務総長定例会見配布資料)

企業結合審査の適切な実施

企業結合審査の透明化・迅速化の向上

企業結合規制の基本的な考え方

株式保有，役員兼任，合併，
分割，共同株式移転，事業譲
受け等（企業結合）

企業結合のうち，
一定の要件に合致するもの

事前届出の義務付け（30日前）

企業結合により

一定の取引
分野における

競争を実質的に制限
することとなる場合

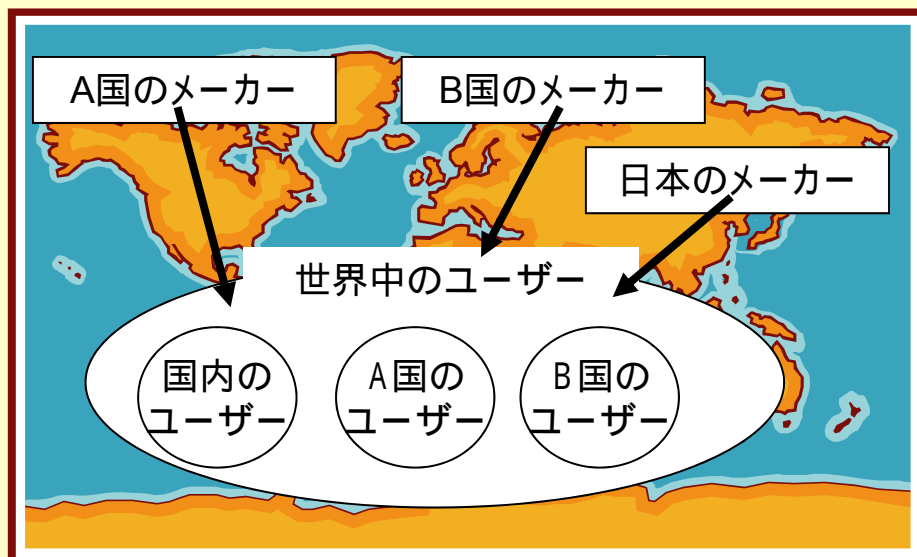
企業結合の
禁止

関係条文：独占禁止法第10条，第13条～第16条等

ただし，独占禁
止法上の問題
を解消する措置
が採られる場合
には容認

国際競争と地理的範囲(市場)の考え方

- 国際競争の実態を踏まえ、顧客(需要者)が国内外の取引先(供給者)を差別することなく取引しているような場合には、国境を越えた市場を画定することとした(平成19年3月「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(企業結合ガイドライン)改正)。



企業結合ガイドライン

第2-3 地理的範囲 (抄)

なお、ある商品について、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、日本において価格が引き上げられたとしても、日本の需要者が、海外の供給者にも当該商品の購入を代替し得るために、日本における価格引上げが妨げられることがあり得る。このような場合には、国境を越えて地理的範囲が画定されることとなる。

- 市場を国内で画定した場合でも、輸入や外国企業の参入圧力も考慮して審査している。

世界市場を画定して審査を行い、問題なしと判断した最近の例

- NECエレクトロニクス(株)と(株)ルネサステクノロジの合併(平成21年度)
 1. 半導体の主要ユーザーのほとんどが、本社所在地にかかわらず全世界の半導体メーカーから大規模に調達している状況にあることなどを踏まえ、公正取引委員会は、半導体(SRAM等)について世界全体で一つの市場が形成されていると判断。
 2. 世界全体の市場を画定して審査を行った結果、公正取引委員会は、半導体(SRAM等)について独占禁止法上の問題はないと判断した。(SRAMについて、当事会社は、世界市場ではシェア約3割・第1位、日本市場ではシェア約5割・第1位)

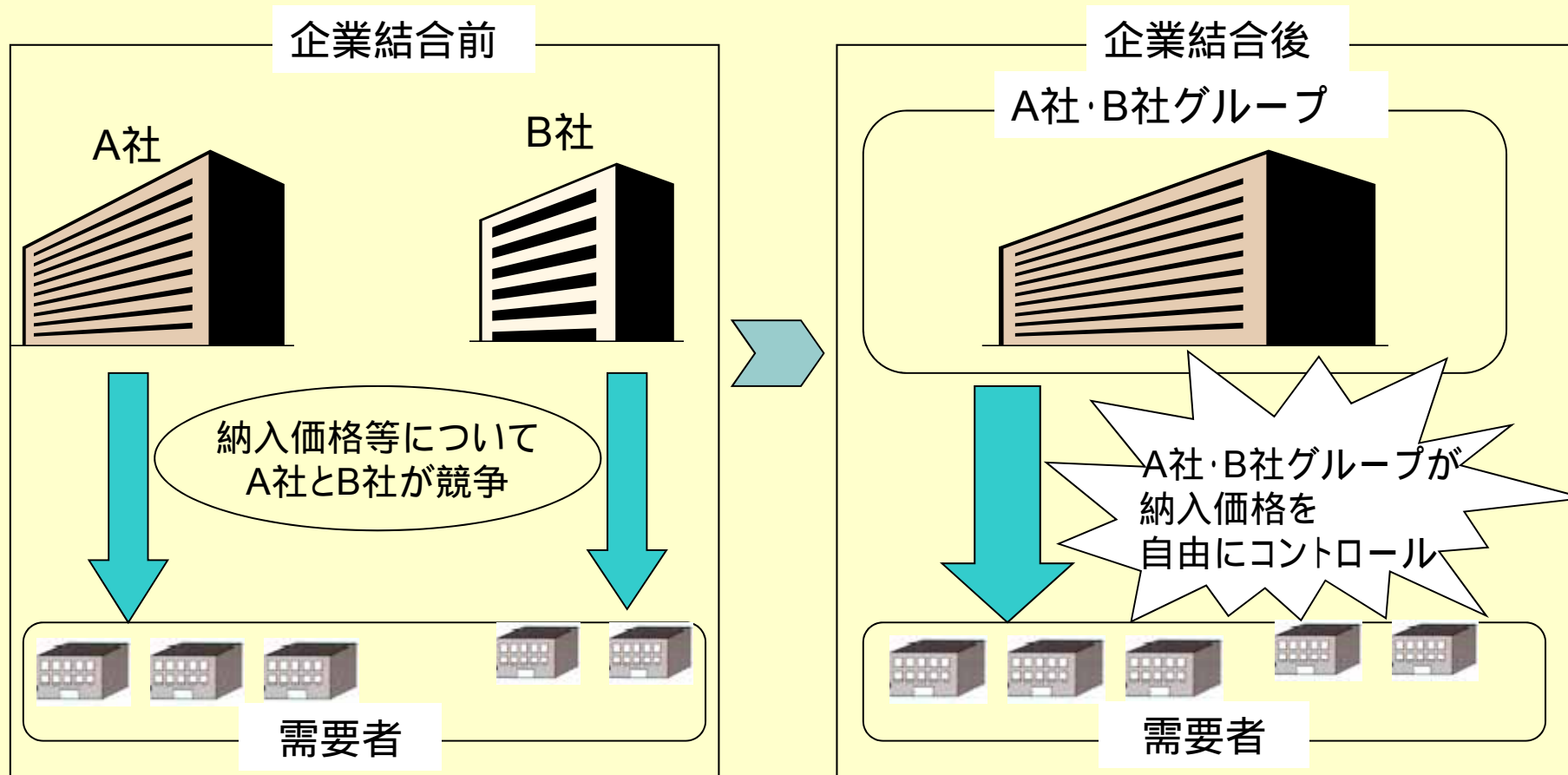
国内市場を画定し、輸入等を考慮して審査を行い、問題なしと判断した最近の例

- 新日石グループと新日鉱グループの経営統合（平成21年度）
 1. 公正取引委員会は、ナフサについて日本全体で一つの市場が形成されていると判断。
 2. 統合後の当事会社のシェアが第2位の会社の約2倍あるものの、ナフサの輸入シェアが約25%あり海外からの輸入圧力が存在すること等を踏まえ、ナフサについて独占禁止法上の問題はないと判断した。（ナフサについて、当事会社は、日本市場でシェア約3割・第1位）

欧米競争当局の考え方との国際的整合性

- 顧客が国内外から取引先を選択している(需要の代替性がある)場合に世界市場を画定するという公取委の考え方と、欧米競争当局の市場画定の考え方は同じ。
- 例えば、ミタルによるアルセロール買収の件(平成18年)において、欧州委員会は、鉄鋼製品(形鋼)について、世界全体ではなく、EUを地理的範囲として審査。

競争制限の具体例



需要者(ユーザー(中小企業)・消費者)にとって購入先の選択肢が狭まり、大企業の値上げ行為等に対抗する手段がなくなる。

競争を実質的に制限することとなる場合

セーフハーバー基準(通常競争を制限することとはならない企業結合の範囲)を具体的に明示。
(参考)

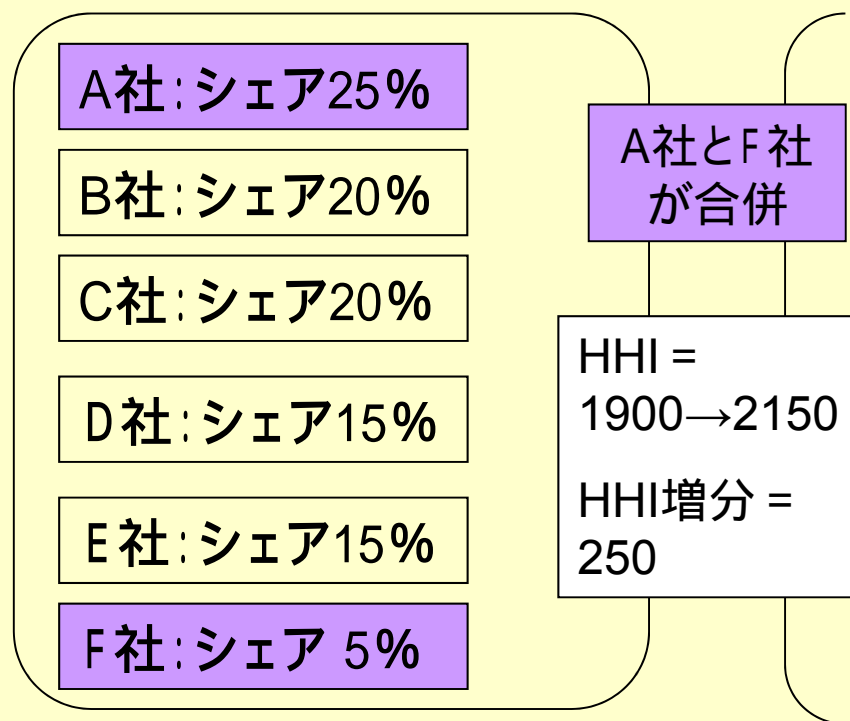
	日本	米国	欧州
HHIのみを用いた基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1500以下</u>の場合は、競争を制限することとは通常考えられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1000未満</u>の場合は、反競争的效果を持つこととはなりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1000未満</u>の場合は、競争上の懸念が認められることとはなりにくい
HHIとその増分の組合せによる基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1500～2500以下</u>であって、かつ、<u>HHIの増分が250以下</u>である場合、競争を制限することとは通常考えられない ・ <u>HHIが2500超</u>であって、かつ、<u>HHIの増分が150以下</u>である場合は、競争を制限することとは通常考えられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1000～1800以下</u>かつ<u>増分が100未満</u>の場合は、反競争的效果を持つこととはなりにくい ・ <u>HHIが1800超</u>かつ<u>増分が50未満</u>の場合は、反競争的效果を持つこととはなりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>HHIが1000～2000以下</u>かつ<u>増分が250未満</u>の場合は、競争上の懸念が認められることとはなりにくい ・ <u>HHIが2000超</u>かつ<u>増分が150未満</u>の場合は、競争上の懸念が認められることとはなりにくい

1)セーフハーバーの範囲は、市場の寡占度を表すHHI(ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス)により規定されている。HHIは、各企業のシェアを2乗し、それを合計して算出。

2)米国は、現在、水平合併ガイドラインを見直している。

セーフハーバー基準の計算例

以下の例の場合，合併後のHHIが2150であり，かつ合併による増分が250なので，セーフハーバーに該当。



合併前のHHIは次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \cdot \text{HHI} &= 25 \times 25 + 20 \times 20 + 20 \times 20 \\ &\quad + 15 \times 15 + 15 \times 15 + 5 \times 5 \\ &= 1900 \end{aligned}$$

合併後のHHIは次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \cdot \text{HHI} &= 30 \times 30 + 20 \times 20 \\ &\quad + 20 \times 20 + 15 \times 15 + 15 \times 15 \\ &= 2150 \end{aligned}$$

$$\text{HHIの増分は } 2150 - 1900 = 250$$

競争を実質的に制限することとなる場合

セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の考慮事項を勘案して、競争制限の有無を判断

(1) 当事会社グループの地位及び競争者の状況

市場シェア及び順位， 当事会社間の従来競争の状況， 競争者の供給余力， 差別化の程度等

(2) 輸入 (おおむね2年以内を目安に評価)

制度上の障壁の程度， 輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題の有無， 輸入品と当事会社グループの商品の代替性の程度， 海外の供給可能性の程度

(3) 参入 (前同)

制度上の参入障壁の程度， 実態面での参入障壁の程度， 参入者の商品と当事会社の商品の代替性の程度， 参入可能性の程度

(4) 隣接市場からの競争圧力

競合品(当該商品と類似の効用等を有する商品)の存在, 地理的に隣接する市場の状況等を考慮

(5) 需要者からの競争圧力

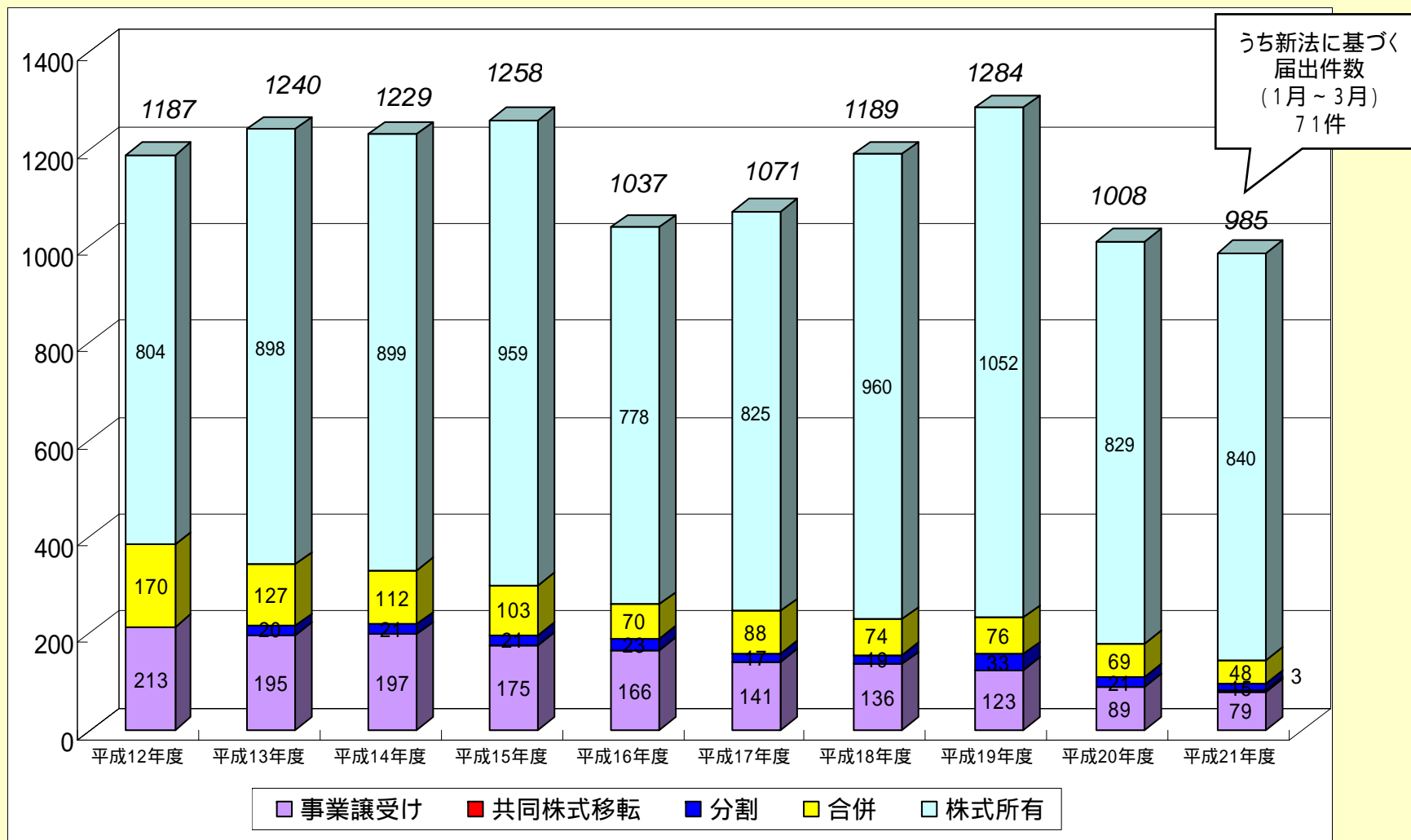
需要者間の競争状況, 取引先変更の容易性等を考慮

(6) 総合的な事業能力, 効率性

(7) 当事会社グループの経営状況

業績不振の場合についても考慮

企業結合に関する届出・報告件数の推移 (平成12年度以降)

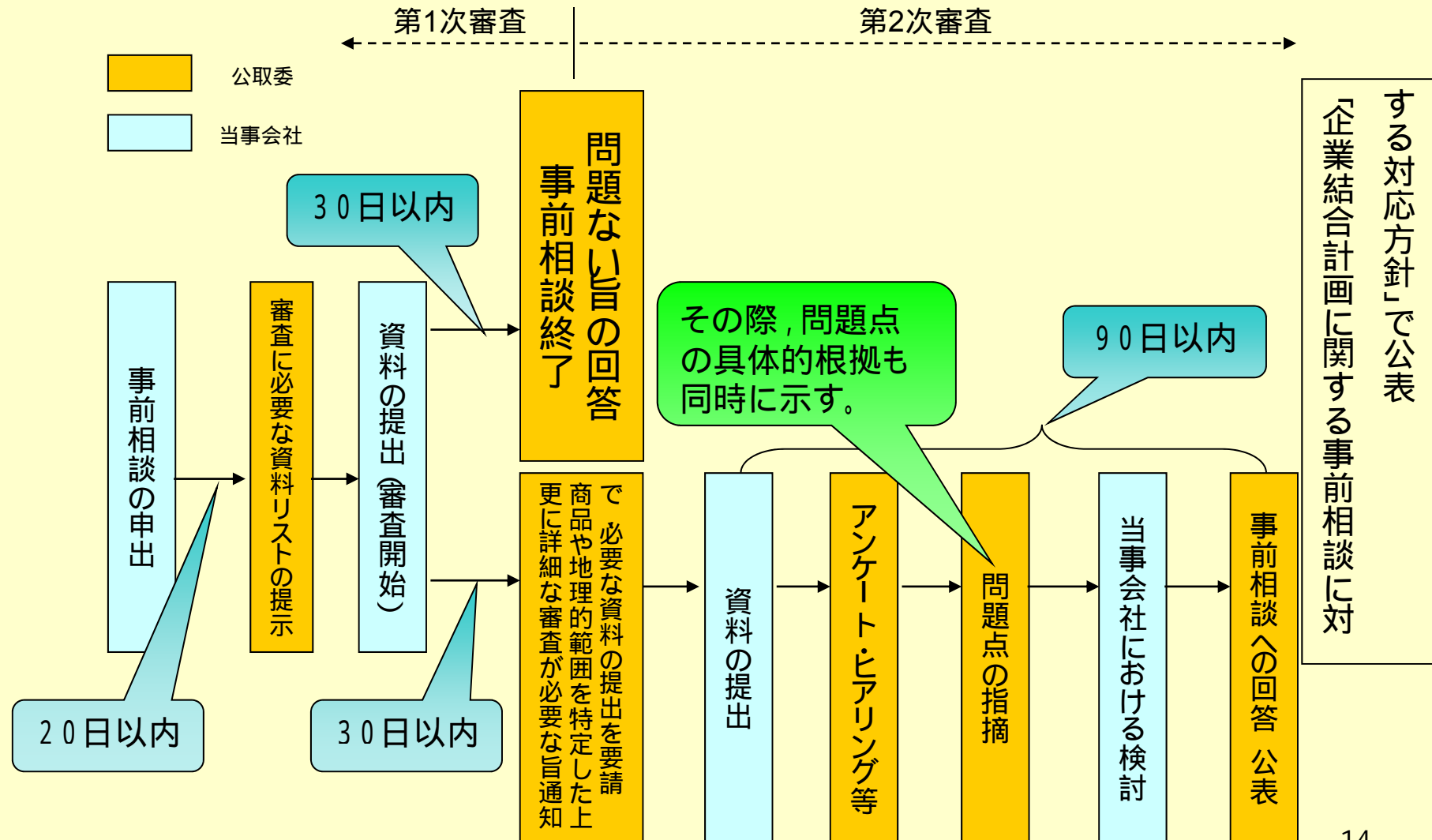


平成21年改正独禁法により、届出義務に係る 企業負担を大幅に軽減

1. 届出が必要となる株式取得を、3段階から2段階(企業会計原則との整合性確保のため、20%超と50%超に設定)に簡素化
2. 国際整合性を踏まえ、届出基準として国内売上高を採用し(改正前は総資産)、基準となる金額を200億円及び50億円に引上げ(改正前は100億円及び10億円)
3. 届出基準たる国内売上高を算定する企業グループ(企業結合集団)の範囲を、企業会計原則との整合性を確保して設定

改正前に比べ、改正後の件数は約半分となる見込み。

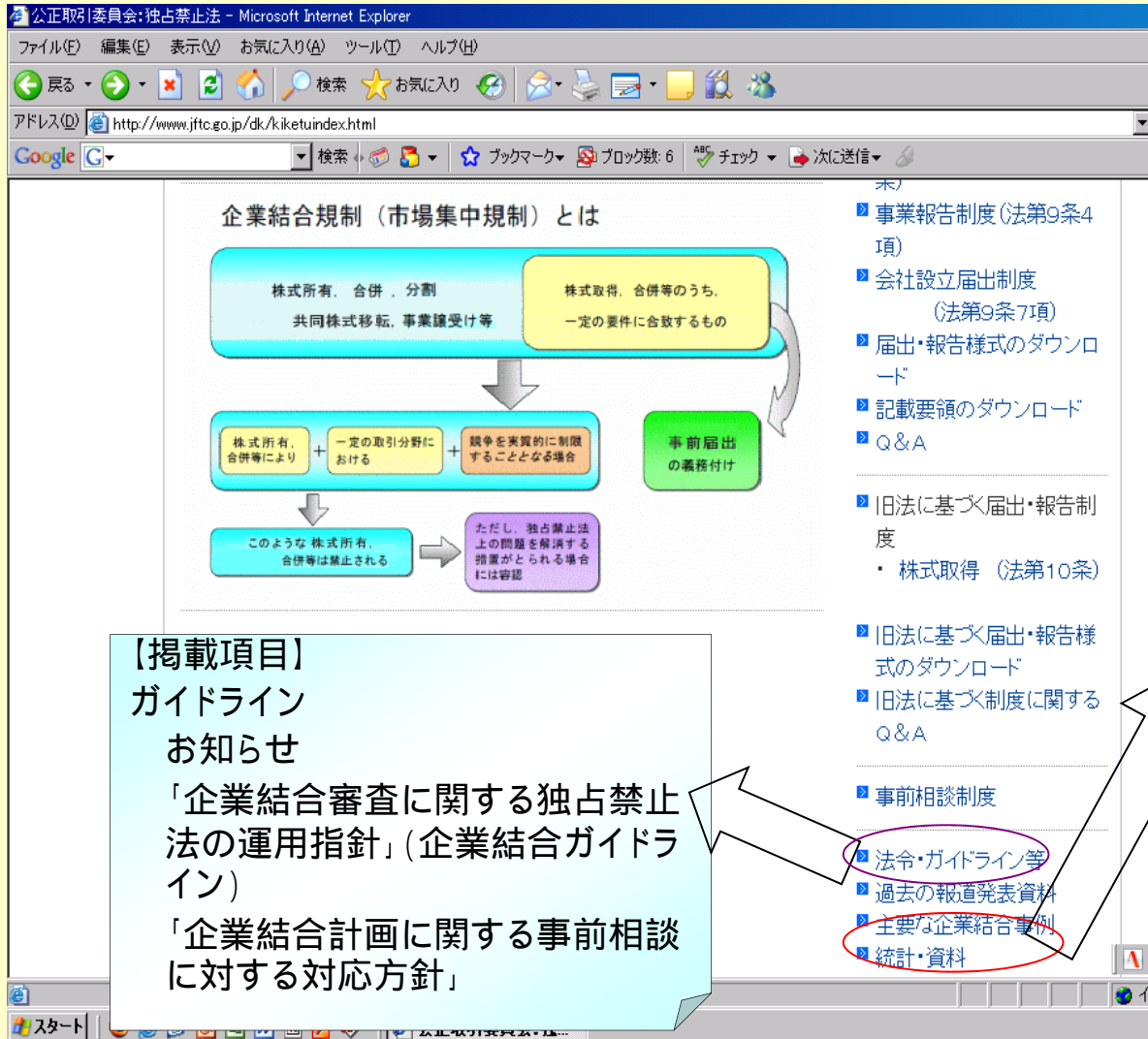
事前相談における公取委の審査期間を明示するとともに、公取委が問題点を指摘する際は、その具体的根拠を示す旨明示



最近の届出，事前相談の件数

	届出等件数	事前相談の回答件数	
		容認した件数	問題解消措置を前提として容認した件数
平成19年度	1,284件	50件	
		45件	5件
平成20年度	1,008件	28件	
		26件	2件
平成21年度	985件	24件	
		20件	4件
計	3,277件	102件	
		91件	11件

公正取引委員会ホームページでの情報公開(例)



公正取引委員会:独占禁止法 - Microsoft Internet Explorer

http://www.jftc.go.jp/dk/kiketuindex.html

企業結合規制 (市場集中規制) とは

株式所有、合併、分割
共同株式移転、事業譲受け等

株式取得、合併等のうち、
一定の要件に合致するもの

株式所有、合併等により + 一定の取引分野における + 競争を実質的に制限することとなる場合

事前届出の義務付け

このような株式所有、合併等は禁止される

ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置がとられる場合には容認

- 事業報告制度(法第9条4項)
- 会社設立届出制度(法第9条7項)
- 届出・報告様式のダウンロード
- 記載要領のダウンロード
- Q&A
- 旧法に基づく届出・報告制度
 - 株式取得(法第10条)
- 旧法に基づく届出・報告様式のダウンロード
- 旧法に基づく制度に関するQ&A
- 事前相談制度
- 法令・ガイドライン等
- 過去の報道発表資料
- 主要な企業結合事例
- 統計・資料

【掲載項目】

主要な企業結合事例

- ・ 平成5年度～平成20年度

統計・資料

- ・ 一定の取引分野の例
- ・ 公表事例において問題点を指摘した例
- ・ 公表事例において輸入について検討を行った例
- ・ 公表事例において参入について検討を行った例
- ・ 公表事例において隣接市場からの競争圧力の有無について検討を行った例
- ・ 公表事例において総合的な事業能力について検討を行った例
- ・ 公表事例において当事会社グループの経営状況が考慮された例
- ・ 独占禁止法第4章関係届出等の動向(PDF版)

【掲載項目】

ガイドライン

お知らせ

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(企業結合ガイドライン)

「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」